

愛西市立田北部子育て支援センター

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年6月

愛西市健康子ども部子育て支援課

目次

	ページ
1. 施設の概要	2
2. 指定管理者が行う管理の基準	2
3. 指定管理者が行う業務の内容	2
4. 指定期間	3
5. 管理に係る費用	3
6. 利用料金制について	4
7. 公募に関する事項	4
8. 申請に必要な資格	5
9. 提出書類	6
10. 申請にあたっての留意事項	6
11. 選定の方法及び基準	7
12. 協定書の締結	8
13. 報告事項等	8
14. その他	9
15. 添付書類	10
16. 問い合わせ先	11

愛西市立田北部子育て支援センター指定管理者募集要項

子育て支援センターは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行い、情報交換を行う子育て支援拠点として、地域の子育て支援機能の充実や子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としています。また、放課後児童クラブを併設し、児童福祉法第6条の2第2号に規定する放課後児童健全育成事業を実施しています。

指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図るため、愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者を次の内容により、募集します。

1. 施設の概要

名 称	愛西市立田北部子育て支援センター
所 在 地	愛知県愛西市新右エ門新田町江向8番地
面 積	敷地面積 856.00㎡ 建築面積 237.34㎡ 延床面積 235.09㎡
構 造	鉄骨造平屋建て
施設内容	遊戯室、学童保育室、相談室（事務室）、便所、物入、ロッカー、 玄関・ホール他

2. 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

開館時間：午前9時から午後5時まで。

ただし、5月から9月までは、午前9時から午後5時30分まで。

休 館 日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日から1月3日まで並びに12月29日から12月31日まで。

ただし、市長が必要と認めるときは変更することができることとします。

(2) 施設の利用対象児童

子育て支援センターを利用できる対象児童は、すべての児童（児童福祉法第4条第1項の規定に基づく）とします。ただし、乳児及び幼児の利用は保護者同伴とします。

(3) 個人情報の保護

- ① 子育て支援センターの管理に関し知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- ② 子育て支援センターの業務を行うために個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により行わなければならない。
- ③ 子育て支援センターの業務の実施により知ることができた個人情報の漏洩、紛失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(4) 管理運営に係る基本的な考え方

愛西市立田北部子育て支援センター指定管理者募集要項仕様書のとおりに

3. 指定管理者が行う業務の内容

(1) 施設の管理に関する業務

- ① 保守管理業務
- ② 環境維持管理業務

(2) 施設の運営に関する業務

- ① 子育て支援センターの利用の許可に関する業務
- ② 放課後児童クラブに関する業務
- ③ 地域子育て支援拠点事業に関する業務
- ④ 各行事、イベントに関する業務

(3) その他の業務

- ① 事業計画書、収支予算書の作成（年度毎）
- ② 事業報告書（利用実績・収支決算書・指定管理者業務総括票の自己評価等）の作成
- ③ 市及びその他関係機関との連絡調整
- ④ 経理事務・労務事務
- ⑤ 指定期間開始前・期間終了にあたっての引継ぎ事務
- ⑥ その他日常業務の調整

4. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取り消しや業務の停止を行うことがあります。

5. 管理に係る費用

(1) 立田北部子育て支援センター指定管理料

管理運営業務に係る人件費、事業費及び管理費を指定管理料として協定書で定めます。指定管理者から提案のあった金額を基本として、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務を開始するまでに、市と指定管理者で事業条件等を協議のうえ決定するものとします。

指定管理料の上限額は指定期間の総額で、**101,685千円**（消費税及び地方消費税を含む）とします。

- ① 放課後児童健全育成事業実施要綱（令和7年4月8日付けこ成環第173号こども家庭庁成育局長通知）の別添3「放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）」の経費
- ② 放課後児童健全育成事業実施要綱（令和7年4月8日付けこ成環第173号こども家庭庁成育局長通知）の別添13「放課後児童支援員等处遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」の経費

なお、当該加算金額について、指定管理者が支払った実績額が、市から指定管理者に支払った額を下回る場合は、加算の事業ごとに、その差額を市に返還することとし、市から指定管理者に支払った額を上回る場合は、補填をしません。

- ③ 施設、設備及び備品の修繕については、年間60万円を計上するものとします。ただし、年間60万円（消費税及び地方消費税を含む）を超える修繕は市と協議する。

なお、当該年度末の修繕費60万円に残額が生じた場合は、当該年度末での精算を行い、その精算額については、市へ返還するものとします。

(2) 費用負担について

施設の管理運営に係る経費は、市が指定管理者と締結した協定に基づく金額を指定管理者に支払い、指定管理者が個々の経費の支出を行うものとします。

ただし、市が直接行う次の業務に係る経費については、市が負担するものとします。

- ① 施設及び付帯設備の1件50万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の小破修繕費

- ② 大規模修繕費
- ③ その他、協議で定める経費

(3) 指定管理料の支払

会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに支払います。なお、支払時期や方法の詳細については、協定で定めます。

(4) 事業に関する業務の未実施について

業務の未実施又は業務を実施したものの、指定管理者募集要項、指定管理者募集要項仕様書、愛西市の条例やその他関係法令の基準を満たさない管理運営を行った場合や事前に提出された各種事業計画書等との間で、実施内容に明らかな乖離があった場合は、業務に要する相当額を市へ返還しなければならない。

返還する金額については、申請書類等を基に、指定管理者が積算し、市と協議すること。
なお、返還にあたり、改善勧告や業務停止命令、指定取消を行う場合があります。

6. 利用料金制について

放課後児童クラブの使用料金は、市の収入とします。

7. 公募に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

① 募集要項のホームページ掲載

掲載期間：令和７年６月９日（月）～令和７年７月１６日（水）

② 説明会の開催

開催日：令和７年６月２５日（水）

開催時間：午後２時から

開催場所：愛西市役所 南館１階 会議室１-３、１-４

参加方法：参加申込書【別紙１】及び施設見学会参加申込書【別紙２】を、令和７年６月２０日（金）午後５時１５分までに、愛西市健康子ども部子育て支援課まで、Ｅメール・ＦＡＸにて提出ください。

参加人数：各団体２名以内

※説明会当日は、愛西市ホームページより募集要項等の資料を印刷し持参してください。

③ 質問の受付

受付期間：令和７年６月２６日（木）～令和７年７月１日（火）

受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分

受付方法：質問票【別紙３】により、Ｅメール・ＦＡＸにて受付。他の方法による質問は受け付けない。

件名は「児童館・子育て支援センター指定管理質問書【団体名】」とすること。

回答方法：質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和７年７月９日（水）に、愛西市ホームページに掲載します。個別に回答はしません。

④ 施設見学会の開催

開催日：令和７年６月２７日（金） 午前１１時３０分（３０分程度）

⑤ 提出書類の受付

申請受付期間：令和７年６月１６日（月）～令和７年７月１６日（水）
（土、日曜日、祝日を除く）

申請受付時間：午前8時30分～午後5時15分

申請書提出先：愛西市役所健康子ども部子育て支援課

提出方法：「持参」のみ可とし、「郵送」は不可とします。

提出書類はフラットファイルに綴じ、インデックスを付したうえで提出すること。

(2) 審査方法

指定管理者選定委員会により、提出された申請書類の書類審査と、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所などの詳細は、後日別途お知らせします。

(3) 選定結果の通知

令和7年8月下旬頃に申請者全員に通知します。グループでの申請の場合は、その代表団体宛に通知します。その後、管理に係る詳細について協議を開始します。

なお、選定結果については、公表します。

(4) 仮協定の締結

指定管理者候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。

(5) 指定管理者の指定及び協定の締結

市は、愛西市議会の議決を経て、指定管理者候補者を指定管理者として正式に指定し、その後協定の締結を行います。

8. 申請に必要な資格

次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「団体等」という。）は申請できません。また、複数の団体等によるグループでの申請もできますが、その場合は、そのグループを代表する団体等を定めるとともに、グループを構成する団体等のすべてが下記に該当しない場合に申請できます。また、応募申請後に該当すると分かった場合もしくは該当した場合は、申請をはじめ指定管理者導入にかかるすべての権利を取り消すものとします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当~~しないこと~~としている団体等。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の~~規定による更生手続開始の申立てがなされていない者~~又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の~~規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること~~を行っている団体等。
- ・申請書等の提出時において、愛西市発注業務指名停止等取扱要領（平成25年愛西市訓令第21号）に基づく指名停止の措置を受けてい~~ないこと~~する団体等。ただし、参加申込書等の提出期限時から契約締結までの間に、愛西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- ・申請書等の提出時において、「愛西市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成25年3月29日付け愛西市長・愛知県津島警察署長締結）及び「愛西市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱」（平成20年愛西市訓令第5号）に基づく排除措置を受けてい~~ないこと~~する団体等。ただし、参加申込書等の提出時から契約締結までの間に、愛西市から排除措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- ・法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税及び法人特別事業税、法人市町村民税の滞納が~~ないこと~~ある団体等。

- ・本施設を指定期間中に渡し、安全かつ円滑に管理するためのノウハウ・実施体制・経営基盤が確保されていない団体等。

9. 提出書類

申請にあたって、以下の書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(1) 指定管理者指定申請書

(愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 様式第1)

※グループでの応募の場合は、共同事業体協定書兼委任状、グループ応募構成票及び共同事業体連絡先一覧を提出してください。

11部(原本1部、コピー10部)

(2) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類、住所を記載した役員名簿

各11部(原本1部、コピー10部)

(3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

11部(原本1部、コピー10部)

(4) 申請に必要な資格を有することを証する書類

各11部(原本1部、コピー10部)

※グループ申請の場合は、構成団体分も添付してください。

(5) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、申請書を提出する日の事業年度の前事業年度に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類

11部(原本1部、コピー10部)

(6) 管理運営事業に関する事業計画書

11部

(7) 管理運営事業に関する収支予算書及び収支予算内訳書

※年度ごとに書類を提出してください。

各~~13~~11部

(8) 職員配置計画書

11部

10. 申請にあたっての留意事項

- (1) 重複申請(単独申請とグループ申請、2以上のグループの構成団体となつての申請)は禁止します。
- (2) グループ申請の場合、代表団体及び構成団体の変更はできません。
- (3) 提出書類の規格は、出来合いのパンフレット等を除き、日本工業規格A4版の縦とします。
- (4) 提出書類には、申請者が特定できるような名称、ロゴマーク等の使用はしないこと。
- (5) 提出書類の内容を変更することはできません。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があつた場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をしたものについて、所要の措置を講ずることがあります。
- (7) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- (8) 書類提出後、申請を辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (9) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (10) 提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は本事業者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (11) 提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (12) 市が提供する資料は、申請にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (13) 指定管理者選定委員会委員、市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての接触を禁止します。なお、接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。
- (14) 申請方法・提出期限等が守られなかった場合、不正行為があった場合には、失格となる場合があります。

11. 選定の方法及び基準

- (1) 提出された書類について、子育て支援課において確認を行います。
- (2) 提出書類をもとに、「愛西市児童センター、児童館及び子育て支援センター指定管理者選定委員会」において、「愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に定める以下の基準に基づき、申請内容の総合的な審査を行います。
- なお、審査にあたっては、必要に応じヒアリングを行います。
- ① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
 - ② 指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
 - ③ 指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (3) 総合評価の判断基準として点数制を採用しますが、評価の合計点数が満点の60％に満たない場合は、適格者なしとする場合もあります。
- (4) 具体的な選定審査項目及び配点は次のとおりです。

項目	評価項目	配点
基本方針	ア 施設運営の理念及び基本方針について ・施設の設置目的を達成するための考え方 ・サービスの質の確保と向上に対する考え方 ・個人情報保護に対する考え方	30
人材	イ 人材確保、育成等について ・人材確保、採用計画に対する考え方及び内容	10
	ウ 職員の配置及び勤務体制について ・職員の要件及び職員数 ・職員配置、勤務体制の効率性	10
事業	エ 子育て支援事業について ・児童の発達段階に応じた行事やプログラム等の考え方 ・実施しようとする事業内容	30
	オ 放課後児童健全育成事業について	30

	・放課後児童健全育成事業に対する考え方及び内容 ・こどもの権利についての育成支援に対する考え方及び内容	
	カ 地域等との連携について ・地域との連携に対する考え方等 ・行政機関や関係機関との連携、協力についての考え方等	20
管 理 運 用	キ 事故防止、防犯、防災対策等について ・事故、災害、緊急時の体制や対応の考え方及び内容 ・事故防止、防犯、防災に対する考え方及び内容	20
	ク 施設の維持管理等について ・施設の管理全般に対する考え方及び内容 ・施設維持、管理に係る個別業務に対する考え方及び内容	20
費 用	ケ 事業収支計画について ・指定期間中安定した管理体制を提供できる財政基盤の有無 ・各費目の設定内容 ・経費節減のための工夫	30
合 計		200

(5) 上記の評価項目ごとの得点は、審査委員（指定管理者選定委員会委員）1人あたりの平均値とします。この場合の平均値は、小数点第1位までの値とし、評価項目の得点合計の高い申請者を指定管理者選定委員会が選定した指定管理候補者として市長に報告します。

(6) (5) の平均値に小数点第2位以下の数値が生じる場合は、評価項目得点合計の審査委員1人あたりの平均値の高い申請者を指定管理者選定委員会が選定した指定管理候補者として市長に報告します。

(7) (5)、(6) のいずれかの場合において、得点合計あるいは平均値が同点の場合には、評価項目のうちの「事業」の得点の高い申請者を指定管理者選定委員会が選定した指定管理候補者として市長に報告します。

(8) 指定管理者選定委員会の審査報告を参考に、市長が指定管理候補者を選定します。

(9) 選定の結果は、申請者に郵送で通知します。また、選定結果については公表します。

12. 協定書の締結

選定結果をもとに、市は優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理予定候補者として仮協定の締結を行います。その後、議会の議決により指定管理者として指定し、正式に包括協定書を締結します。協定は、指定期間を通じての基本的事項を定める「包括協定」と、単年度ごとの事業実施にかかる事項を定める「単年度協定」を締結します。

なお、包括協定の発効は令和8年4月1日とします。また、単年度協定の発効は、毎年4月1日とします。

13. 報告事項等

協定書の締結の後には、実際に施設の管理運営等を実施することとなりますが、その指定期間内において「事業報告書」を年度終了後60日以内に市長に報告していただきます。

また、年度終了後、指定管理者業務総括票の自己評価を行ってください。

なお、総括評価の結果は公表します。

その他、定款に変更があった場合は報告を行ってください。また、必要に応じて業務報告を求めたり、施設・物品・各種帳簿等の現地調査などを行うこともあります。

14. その他

- (1) 業務遂行にあたっては、児童福祉法等の関連法規を遵守すること。
- (2) 指定管理者の指定後、協定発効までの期間において、必要書類の作成、各種印刷物作成、事務引継ぎ、各業務の習得を行っていただきます。
なお、この間の費用についてはすべて指定管理者の負担とします。
- (3) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができます。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく児童館の業務遂行ができるよう引継ぎを行うものとします。
- (4) 災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。
なお、一定期間内に協議が整わないときは、協定を解除できるものとします。その際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく児童館の業務遂行ができるよう引継ぎを行うものとします。
- (5) 施設の管理運営上の瑕疵に原因があつて事故が発生した場合等に対応するため、指定管理者にはリスクに応じた保険等に参加してください。
- (6) 議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。
- (7) 議会の議決が得られなかった場合及び否決をされた場合においても、児童館の管理運営の準備のために支出した費用については、市は一切補償いたしません。
- (8) 責任分担の詳細は、協定書を締結する際に定めることとしますが、市の基本的な考え方は次のとおりです。

内容		負担者	
		市	指定管理者
施設の維持管理、運営			○
施設内整備、備品の維持管理			○
住民や利用者からの苦情		△	○
施設の修繕	耐久性を増すための経費	○	
	通常の維持管理又は毀損したものの原状回復に要する経費		○
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の遅延によって生じた事由	○	

	上記の場合以外		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風や豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責に帰すことのできない自然的又は人為な現象）に伴う、施設や設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
利用者の安全確保	利用者の安全を確保するため、事故を未然に防ぐ措置及び対応		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより、損害（犯罪や事故防止等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
その他の事項		双方による協議	

- (9) 当該年度における施設の修繕は、指定管理料の範囲内で指定管理者が負担するものとし、ただし、1件あたり50万円（消費税及び地方消費税等を含む）を超える修繕については、市と協議の上、リスク分担を行うものとします。
- (10) 指定管理者従業員が使用する駐車場については、1区画月額1,000円を協力金として納めていただきます。
- (11) 指定期間中に、役員名簿に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を市に提出してください。
- (12) 指定管理者が業務の全部を一括して又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁じます。
- (13) 市は、指定管理者が指示に従わないとき、又はその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し又は一定期間の管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。
- (14) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は協議のうえ決定するものとします。

15. 添付書類

- (1) 愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例

- (2) 愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則
- (3) 愛西市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例
- (4) 愛西市子育て支援センターの管理及び運営に関する規則
- (5) 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例
- (6) 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則
- (7) 愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 愛西市地域子育て支援拠点事業実施基準

16. 問い合わせ先

愛西市役所 健康子ども部 子育て支援課

住 所 〒496-8555

愛知県愛西市稲葉町米野308番地

電 話 0567-55-7118 (ダイヤルイン)

F A X 0567-26-5515

E メール kosodate@city.aisai.lg.jp

ホームページアドレス <https://www.city.aisai.lg.jp>